

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

おはようございます。妹川です。議長、執行部の皆さん、始まる前にですね、一般通告書の中の 1 番の（1）（2）（3）の中でですね、まず 3 番目の開示したかがみ文の記載内容をまず始めて、その後（1）（2）にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、通告書に従って、特別養護老人ホーム高裁敗訴後、町の対応はというところですが、平成 22 年度特養建設予定地の地番開示に対する開示請求訴訟事件について地裁判決は町の全面敗訴。にもかかわらず、町は福岡高裁に控訴を行った。町はまたもや全面敗訴判決であったというような事実がある中で、判決の後に町は原告の N P O 法人ニューオンブズマンの理事長、今、傍聴席におられると思いますが、地番を開示しています。それで、開示された 3 番目になりますが、開示したかがみ文の記載内容について、12 月議会で時間の許す限り質問をいたしました、この件について質問をさせていただきます。

それで、皆様方のお手元にありますこの広い分の 2 枚ですね。それと 12 月議会では、このような株式会社最上さんの字図を配っておりました。こちらの裏側にはですね、黒塗りをされた分、それから開示されていた分。今回はもう配ってはおりませんが、そういうところをイメージしながら、私質問していきますので、思い起こしていただければ幸いです。それで、この A 4 の新しい部分についてですが、これは平成 22 年 6 月 29 日、波多野町長、福祉課がです。福岡県知事殿、宗像・遠賀保健福祉環境に提出された協議書であります、記のところの設置主体について、法人名は社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会、そして理事長名は最上慶一様、法人所在地は福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿 808-10。施設整備事業計画について、1 は特別養護老人ホーム、施設名は筑前芦屋シーガーデン、設置予定地は山鹿の 808-10 というようになっております。これは開示されたものなのですが、私も開示請求していただいております。そして、右のほうの B ですね。B は、これは、社会福祉法人孝徳会。法人所在地は大字安屋 3310-3。これは会社の所在地です。会社の所在地です。そして、施設名は仮称というふうに出されております。設置予定地は福岡県遠賀郡山鹿 101 番地 3 他 1 筆。こう書いてあります。説明をいたします。次のページは、これは今年の 10 月前後には完成するであろう正勇会の会社ですが、これは法人所在地は小倉北区中井 1 丁目 7 番 14 号という会社の所在地ですね。そして（5）の建設予定地、遠賀郡芦屋町大字山鹿 122-1、2、3、3 筆あるようですね。D のほうは、これは社会福祉法人慶愛優、皆さん御存知の若松歯科の会社が社会福祉法人慶優会設立準備会とこうなっております。設置予定地 5 番目は、ここの福岡県遠賀郡芦屋町山鹿 1053-15 と 1069、まあ 2 筆ということでしょう。

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ここで私が質問したいのはですね、まず、一つ目ですね。ここの株式会社最上さんの法人名はこれ、社会福祉法人となっておりますが、というふうに掲載されていたんですね。この会社はその当時、今でもそうですけど、社会福祉法人であったんですか。お聞きします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その当時、社会福祉法人としての法人格は取得しておりません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

社会福祉法人の資格がないのに、なぜ社会福祉法人というふうに掲載したのかというところが非常に疑問なんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

お答えいたします。22年度の公募の際、かがみ文の法人名が社会福祉法人であり、当時の法人の実態と違うことでございますけども、社会福祉法人以外の法人が特別養護老人ホームを整備するための協議書を提出する場合、福岡県の整備方針において、あわせて社会福祉法人格を取得するための提出資料も求められております。その理由は町から県に協議書が進達された場合、県において特別養護老人ホームの設置と社会福祉法人の設立に係る審査について、福岡県社会福祉法人、社会福祉施設等整備審査会で同時に審査を行うためです。かがみ文の作成に関しては、県の整備方針には様式が示しているだけで、具体的な記載方法は示されておりません。

このため、事業者は県の社会福祉法人としての審査も考慮して、設立を予定する社会福祉法人名で申請を行ったものであって、その他必要な書類も添付されていることから、県の整備方針に違反するものではございません。この理由は、22年度の申請当時、県の整備方針には、「協議に必要な書類の添付がない場合は、協議を受け付けないので、注意すること。」とありますが、協議書が受理されていること。それから当時県から書きかえなどの指示もございませんでした。

なお、県にも確認したんですけども、協議書に間違いがあれば指導しているとのことでした。結果として、22年度の協議書の提出に関しては県からの指導もございませんでしたので、違反事項ではございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私は、違反か違反ではないかということを知っているのですが、このなぜ社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会、そして、これ 24 年度、25 年度に出されたこういう最上さんが出した資料があるわけですけど、これについてはですね、はっきりとですね、社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会設立準備室とこうなっているわけですよ。それをなぜ、これは 24 年度、25 年度に田屋区の皆さんに配布されたものだと思うんですけど、それにはそう書かれてあるのに、なぜここで社会福祉法人というふうにね、書かれてあるのか非常に疑問に思うし、これは虚偽ではないかというふうな、疑念の念がですね、湧くわけですが。それについては別に問題なかったということでもいいんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま答弁しましたとおり、問題はございません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、Dのところですね。Dのところもこれは慶愛優ですが、社会福祉法人慶優会設立準備会とこう書いてありますが、これは社会福祉法人慶優会で設立準備会ということは書かなくてもよかったということですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24 年度の整備に関しましては、芦屋町のほうで社会福祉法人以外はできるだけ設立準備室の名前を用いていただくようお願いはしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

非常に納得できませんね。では、3 番目、法人所在地、福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿 808-10、これはどこにあるんですか。法人所在地というのは。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

法人所在地と記載してあるところは、事業者が提出しました整備予定地、特別養護老人ホームを整備する予定地でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

不思議ですね。法人所在地が建設予定地のあのさら地、二百五十数坪しかないさら地が法人所在地になるなんて、考えられませんよ。では、Bはどうかというと、法人所在地は、これは孝徳会。孝徳会の安屋というところはちゃんとした建物がある。大きな建物があるですね。それから、Cの正勇会というのは、これ今現在、小倉北区ですね。ホームページにもちゃんと載っています。そして、Dのところも幸町5番14号。こんなさら地であり建設予定地が法人所在地として掲載して、それを受け付け、県のほうに提出したということに対して非常に疑問に思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

法人所在地ということなんですけども、先ほども申しましたように、社会福祉法人もまず設置する予定、これも事実でございます。内容に協議書類の中に社会福祉法人を設立するための書面、準備、そういったものもきちんとして入っております。したがって、ここに法人は社会福祉法人の事務所を置く、その予定としておること、そこに設置予定地として住所を設けることは、それも事実であろうと思いますので、なんら問題はないと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今のような説明では私も含め、傍聴者の方々もこの問題について、非常に疑問に思われている。公文書の虚偽記載ではないかと思われている方、多くいらっしゃると思いますが、納得できない回答ですね。

では、建設予定地、5番目の設置予定地は、山鹿808-10となっています。これは12月議会では、代表地番であるというように説明されたようですが、再度そのことについて説明していただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

さきの議会でも説明申し上げましたけども、事業者はいくつかある整備予定地の地番を代表する代表地番として、かがみ文に記載したものです。福岡県にも確認したんですけども、整備地が多く、地番にわたることもあること、福岡県の整備方針には明確に規定してないことから、代表地番の記載でも問題はないということでした。なお、当該整備事業につきましては、全部で 3 筆、約 1, 890 坪の面積がございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、見比べていただきたいんですが、今、代表地番でいいと。3 筆あると。千なんぼですか。三つ合わせて。（発言する者あり）約 1, 800 坪ある 3 筆の中の代表地番である。では、Bはどうでしょう。Bはこれは山鹿郵便局のところに建てようとした、孝徳会ですね。今はさらにしながら、薬局といいましょうか、できるような状況です。ここは、山鹿 101 番地ほか 1 筆。こういうふうにわかりやすく書いてあります。そして C のところは、これは今、正勇会。設置予定地は 3 筆、正確に書かれてある。慶優会は、これ 2 筆。しっかり書いてありますが、なぜこのときだけ代表地番というふうにされるんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど答弁しましたとおりですね、県にも確認しましたし、県の整備方針には代表地番だけでも構いませんという御返事でした。ちなみに D ですね、D で出されているものについても代表地番というふうに認識しています。全ての地番は記載されておられません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

いずれも、県に問い合わせしたところということですね。受け付けされるのは芦屋町が審査し、書類選考していくわけでしょうけど。町長も言われるように、随時いろいろな問題点については、県に問い合わせしてというようなことでしょうけれど、これも納得できません。まあ、B のほうはですね、これはもう余談になるかもわかりませんが、孝徳会の場合は、101 番地 3 他 1 筆じ

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

やなくて、本来ならば 3 筆ですよ。1 筆じゃないです。これは 3 筆。これはもう答えなくても結構です。3 人の地主さんが反対したことによって、分筆されたのが 3 筆あるわけですよ。だからこれなぜ 1 筆なのか。3 筆であるというこれも間違いです。確実に間違いです。まあ県のほうに問い合わせすれば、そのように問題ないというようなことをまあ言われる。これもやっぱり県はですね、これを受理しているわけですから、これは今さら間違いであったとか言えるはずがありません。口裏合わせながら話をされたんだろうと思いますが。ところでですね、これ、裁判は地番を提示せよと。地番を開示せよというふうに判決が出たわけですね。代表地番を開示せよとは言っていないよ。その点、どうですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨 1 のほうでもですね、開示の方法ということで聞いてあるんですけども、裁判の結果はですね、かがみ文書の開示が裁判としてなっていますので、これを開示決定を取り消して公開しなさいということなので、情報公開請求があっています、そのかがみ文書について公開したということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

原告は、情報公開条例に基づいて非開示になったと。たった地番を明らかにするだけで、かがみ文の地番をという前提ではなくて、地番を明らかにせよということに対する非開示、不服申し立てをした。それ、審査会も非開示は妥当であると、このような判断。よって原告は地裁に裁判所に願い出たと。それにかがみ文の地番をという文面がありますか。地番を開示してくださいではありませんか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

もともとですね、情報公開請求があったときに、そのかがみ文書の公開ということで、その中に地番というところがあるんですけども、これかがみ文書の設置予定地の公開というのが請求者の内容でございますので、それに基づいて控訴されたということになっていると思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

もう一度、原告の地裁に出された裁判の訴訟状をよく見てください。地番の開示をなさいと。判決文もそうでしょ。かがみ文の地番を出しなさいじゃないですよ。地番を開示せよ。だから、本来ならば、町は、町が言うところの 1, 800 坪であれば、山鹿の 808-10、808-8、808-9 というものを出すべきではなかったですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

判決文の中に法人が芦屋町長宛に提出したかがみ文書の公開を請求したところ云々という文言がありますので、あくまでも裁判ではこのかがみ文書が対象だったということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それは、何ページに書かれてありますか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

2 ページ。（発言する者あり）これは、判決文の最終結審の 9 月 12 日の 2 ページに書かれてあります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

仮にそれが正しいとするならばですね、そうであったとしても、なぜこのような地番をですね、はっきりと 3 筆なら 3 筆とかですね、他 3 筆とかですね、それを書けばいいのであって、仮にそのかがみ文が、その原告がそのようなかがみ文の地番を明らかにせよと言った、そうであったとしてもですよ、じゃあもともとこれ自体が、808-10 ということ自体が、ないしは 808-10 ほか 2 筆とかですね。それとか三つの番地を書けばよかったんではありませんか。そういうことがいわゆる疑惑の念を、この文書は虚偽記載ではないかというふうに思わざるを得ないわけ

ですよ。そういうふう原告の人や百条委員会設置を求める十数名の方々のそういう思い入れがあるわけですね。そういう疑惑を招くような、疑念を抱くようなことをなさらないでほしいと思います。

それから、次に行きますが、建設予定地の地番の敷地面積では、特養 50 床は建設できませんよね。できないですよ。なぜこのようなことをなさったのか。私たち、原告の人たちはですね、このかがみ文を差しかえたのではないかという疑い、もともとこういう問題について、何も隠すことなかったわけでしょ。地番を開示せよという判決のもとに出されたかがみ文には、今 A にありますけど、この原告の皆さんは、設置予定地のその 5 番だけを求めたのに、よくもまあこんなに会社名も理事長名もよくも出されたなど。いいんですよこれで。最初からこれ出せばいいんじゃないですか。問題なければ。それをお互いにね、町は原告に対して、また原告は疑惑の念があるのではないかということでニュースを、機関紙を流される。町は町でそのチラシを誹謗中傷のビラやというふうにあしや広報を使って、また町長は業務妨害ということで、警告書を公費を使って発すると。このように権力を持つ町長さんですよ、なぜこんなことまでされなければならないのか。私は以前の議会で「そんな誹謗中傷のビラとかそういうこと言わず、堂々と構えておきなさいよ。」と私は言ったことがあります。町長、その辺についてどう思いますか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

ちょっとですね、妹川議員さん、そもそものところから問題としてずれておるといふふうに考えております。一番最初のところはですね、請求者から、開示請求がありました。これは 24 年の 3 月 19 日にまず、22 年度の町から県へ協議した施設の所在地という請求がございまして、この所在地については公開をしております。一番最初に。これは付近見取り図ということで、今、妹川議員さん持たれておるその字図の内容を示した付近見取り図を出しました。その後ですね、3 月 27 日に一切の資料、地番の入った一切の資料というような請求がありまして、一切の資料というのは、当時はですね、あの我々の考え方、裁判でもお示しをしたんですが、事業者の不利益になる。この事業者は採択されなかった。採択されなかったから、事業者の不利益になると。事業者名を出すこと等々について、我々は公開・開示すべきではないと。そのような判断をしておったわけです。その判断は審査会でも同じような結論になって、最終的にはこの裁判において、公開が予定されている情報だと、住民説明会が開催しておられる以上は、公開が予定されている情報だという判決が下りまして、その中で初めてこれを開示したわけでございます。だから、当時はですね、事業者の不利益になる。そういうことですね、開示をしなかった。だから、その地番をなぜその当時出さなかったのかということは、全体の我々の考え方からいくと、その開示

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ができなかったと。そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今、副町長の説明、これは 22 年度のことを今話をされたんですか。そして、こういうのを開示したとか、それとか、住民説明会が開かれている以上はとか、今のは 22 年度の話ですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

22 年度のことで、裁判の結果において裁判所が示した内容です。今 22 年度かって言われた、私が今ずっと話をした開示請求というのは、24 年の 3 月から開示請求があっています。その開示請求の内容は 22 年度の申請に基づく内容について 24 年の 3 月に開示請求があった。そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

言っておきますけどね、22 年度はね、住民説明会はなかったんですよ。こんな資料も出されてないんですよ 22 年度は。だから、昨年 9 月議会でも 12 月議会でも、住民説明会はなかった。と、その当時の区長が言うし、住民の方も言われる。だから、裁判で出された住民説明会の議事録があると。それをみんな議員の皆さまも信じきっておられますね。なかったんです。だったらちゃんとその当時の区長さんや、組長さん、住民の方に 22 年度 6 月の二十何日に住民説明会があった、議事録があったと裁判所に出してありますよね、最上さんが。そして、町も裁判所に出されています。当然県にも出されたでしょ。それ捏造文書じゃありませんか。だから、なぜ地域住民の方、元区長さんのところに 22 年度 6 月には住民説明会がありましたかということなぜ聞きに行かないのですか。聞く必要はないということなんです、そういう裁判所の議事録、裁判所の準備書面を読んでみますと、あたかも住民説明会があったかのごとく、資料を出したり、説明されていますが、だからこそ、裁判長はそういう住民説明会があったとするならば、あったと言われているわけですから町は。だったらこれは公になったものであるから、当然開示請求があれば、開示しなさいというような判決であったんです。私はむしろ、町側はやぶ蛇ではなかったかと。そういうふうに思わざるを得ないわけですよ。大体 22 年度住民説明会はあったんで

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

すか。聞きに行かれましたか。町長。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いやいや、私に住民説明会があったかどうかというふうに質問されてもですね、妹川議員みずから言われたように、これは何度もお話しておりますように、この特養というのは、県がいわゆる決定することであって、所管はその県の指導に従ってやっていると。私の記憶では、いろいろ県の 22 年度、毎年整備方針の中身が少しずつ変わっておるようではありますが、記憶しておるところは区長さんの印鑑があればいい。議事録があればいい。というように 22 年度のときは、私は記憶しておるわけでございます。それで、県が受理したということは、もう我々の手から離れてそれを受理して、その審査を県がどう扱うかというのは、これは県の裁量の問題でありまして、だから、受理されたということは、もう我々の手から離れているわけでありまして、不備があれば課長も言ったように、これは不備ですよ。という指摘が当然、県のほうからあるわけでありまして。妹川議員最初から、なんかあの、この図面である、いろいろいろいろ言われておりますが、県は全て受理しておるわけございまして、そのことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ次にですね、戻りまして、町長は①ですね。そういう原告の理事長に地番を開示しているが、いつ、どのような方法で開示をされたのか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

それでは、要旨 1 についてお答えいたします。福岡高等裁判所の判決ということで、先ほどもちょっと出ましたけども、平成 22 年度高齢者福祉施設整備について、芦屋町長が福岡県知事に提出したかがみ文書及び法人が芦屋町長宛てに提出したかがみ文書のうち、設置予定地を非公開とした部分を取り消すとともに、公開を命じる判断がなされたものでございます。

町はこの裁判結果を尊重したうえで、平成 26 年 11 月 28 日付で一部非公開とした部分については、これを取り消して、法人用と芦屋町分の協議様式の黒塗り部分の内、法人印影を除いてですね、全部公開いたしました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今、聞こえづらかったんですが、何を除いてですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

法人用の協議書の中で、法人の印影、印鑑ですね。公印がございますので、それだけは黒塗りということでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、2 番目の町長はそういう一連の流れの中で情報公開条例から、不服申し立て裁判、二つの裁判を行われ、また、控訴され、公金を使って、最終的には敗訴になった。かなりの税金を使われたでしょうし、また、職員の皆さんは裁判所まで出向いたり、ないしは、その妨害を行ったであろう反対していた人を賛成に回したとか、また私に対する妹川議員もそういう反対をするというようなことをしつこく言ったとか。それでわざわざ地主さんのところ、お百姓さんのところに行って聞くと。相当な労力を使われたと思うんですね。そういう意味で、町は判決敗訴しました。町民の皆様に対して、原告の皆様に対して、どのような謝罪をなされたのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

裁判の中で原告が訴訟の目的を示しております。簡潔に説明します。

被控訴人の本件訴訟の目的は、特定の事業者と芦屋町との官製談合を追及するところにある。当該建設予定地が町有地なのか、町有地だったとして議会の承認を得ているのかという点を明らかにすべく、本件訴訟を提起したのである。まあこういう内容でございます。原告が開示請求した特養の申請に際して、提出したかがみ文書の土地の地番は既に開示をしております。町有地ではないということが、明らかとなりました。また、開示したかがみ文書以外の協議書類では、様式 4 で設置予定地の状況を示す文書を提出しなければなりません。全部の土地、地番及びその地籍が明記されており、これらの土地は全て町有地ではありません。したがって、原告が訴訟の目的とした、町有地ではないかとの疑いは、全く事実ではなく、そもそも町有地なるものは初めから存在しておりません。官製談合なる疑いは何を根拠にされたのかわかりませんが、そのよう

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

なことは行政運営上あってはならないこととございます。したがって、そのような事実があれば謝罪ということも考えられますが、それが無い以上、その必要はないものと考えております。

このことについては、広く町民の皆様にも周知する必要があることから、本年 1 月 15 日の広報あしやで、そのてんまつなどをお知らせしたところです。我々は裁判での開示請求に関しては、事業者に対する妨害等があったので、事業者が不利益をこうむるため非開示が相当と主張しましたが、裁判所は既に住民説明会が行われている以上、公開が予定されている情報だということで、開示の判決が下りました。この結果を熟路の末、受け入れたところとございます。広報で裁判結果と町の対応についてということで、事のてんまつや、今後の情報公開については裁判結果を尊重した上で、運用していくことなど、広く住民の皆様にお知らせをしたところとございます。つきましては、このことにより説明責任を果たすことができたものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、副町長のほうから経過の説明があったわけとございますが、町長、謝罪をしたのかということで、御指名でございますので、私のほうから発言させていただきますが、今、副町長が話されましたようにですね、もともとこの裁判は何かというと、情報公開の裁判ですよ。情報公開の裁判であって、町有地を何の手続もせず事業者に貸したのではないかという疑惑を持たれて、訴訟を起こされたわけとございます。この点をまず押さえておかなければならないと思っております。

先ほども出ましたように、この情報公開第 1 回目のときに、妹川議員もお持ちのこの位置図、この位置図を公開していますよね。この位置図、お持ちですか。この位置図。この位置図にも赤でこう枠がしてあったと思うんですが、この位置図を見ればですね、結局、例えばこの位置図を少し調べれば、町有地があるかないかというのは一目瞭然であるわけでありまして。というのはですね、妹川議員ですから、財政課に行くなりされて、ここすぐわかるでしょ。このはまゆう観光道路があって、ああこの辺というのがすぐわかる。ここ町有地があるんですか。ということを開けば裁判とかならなかったわけでありまして。我々はいわゆる情報公開条例、それが個人情報保護法案等々ありまして、まあ採択されなかった、結局事業者のそういう情報は開示しないというふうになっておるわけでありまして。

もう一つ申し上げれば、それが例えばですね、法務局に行けば閲覧ができるんですよ。そのことも御存知ですよ。番地わかりますよね。だから、そこに町有地があるかないかというのは、もうすぐわかるわけで、こんな裁判の手続とかしなくてもですね、すぐわかるわけでありまして。

それから、もう 1 点、まあいわゆる町有地を売却したり、貸し付けたりする場合は、公有財産取得売却貸付検討委員会なるものがあるということも、当然妹川議員御存知ですよ。そうすれば、結局町はこのところを、結局申請書が出ているのかと。まず申請書が。これは聞けばわかる話であって。妹川議員もある当初、最初ごろ、ある事業者と一緒にですね、財政課に行って、町有地を借ろうとされて、そして同行されて申請のお手伝いをされているじゃないですか。だから、当然わかっているわけですよ。町有地があるかないかというのが。だから、大ざっぱに言うと、この、例えばそこまでせんでもわかるには、位置図がわかるんだから、このはまゆう観光道路のこの右側に町有地はどの辺にあるんですか。財政課に行けば町有地というのは、町民の財産ですので、個人の土地は公表できなくても、町有地はこことこことここにありますよというのはすぐ教えてくれます。その辺をしないで、いろいろいろいろその結局、遠回り、遠回りしてですね、裁判まで来たというのは、どうも納得がいかないわけでありまして。それを官製談合などというような形に位置づけをされてですね、そしてここで謝罪をしたのかという、私に言わせれば、今言ったように最初のこの情報でこの位置図をお示ししとるんやから、そのときに町有地があるかないかを調べればすぐにわかることであって、町有地をその、結局、何の手続もなく議会の承認もなく貸した官製談合というふうに位置づけられたことに対しましては、私は逆にですね、逆に謝罪をされるべきではないかというふうに私は思うわけでありまして。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

原告の方、後ろにおられますが、また賛同者の方が多数おられますが、今のようなことで納得されるかどうかわかりません。であればですね、皆さん方がたった 1 枚の紙切れを情報開示請求があったときに、素直に出せばいいわけですよ。それを、情報公開条例の特例といいましょうか、社会的地位、社会的名誉が毀損されるからという理由づけで、しかし、この情報公開条例というのは、町当局の財産でもありませんし、一事業者の財産でもありません。情報公開条例というのは、情報は町当局だけではなくて、町民全体の共有財産であるという視点に立って、そしてこのような情報提供することから町が発展していく。情報公開条例に非公開とか、非開示とかいうのは、個人の名誉、個人の情報保護法に基づくもの、そういうものの一部に限られているのであって、裁判の結果を待たないと出せないということ自体が、本当にですね、今の町政が明らかに、公に、公平になされているのか、非常に疑問に思うわけです。

先ほどから言われてますが、そういう地図を、字図を出しているということですが、22年度はそういう資料も全く出されていないし、住民説明会も行われてないということだけははっきり

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

としています。ほかにもいろいろありますが、結局は町長の最後は、むしろ原告の方が謝罪をするべきではないかというような結論ですね。私は町民の最高責任者としての町長がですね、そういう強権的な考え方、そして住民の目線に立ったそういう町政をやっていただきたい。情報公開条例の趣旨に基づいて進めていきたいなというふうに思います。

時間がきましたので次に行きます。

次は堂山、もう一つの洞山の崩落防止計画についてということで、時間の関係でですね、①②は申し訳ありません、時間があればまたお願いしますが、山田輝香氏により、寄附 2,000 万円を受けて設置した芦屋町洞山整備基金条例は、平成 26 年 3 月議会で廃止する条例が制定されました。この理由は約 1,800 万円だと、約ですね、約 1,800、1,900 万円近くのお金をかけて、洞穴の部分の修復工事にされているというふうに、実際そうされていますし、また、碑も立っておりますね。じゃあその後、洞山の崩落については町民の方々も、それからあそこを訪れる町外の方々もですね、非常に危険な状況ですので心配なさっているし、いつから改修工事が行われるのかという、そういう私たち洞山保存会の私、事務局長ですが、そういう人たちの話も聞きますし、また、半年ぐらい前には西日本新聞社の取材を受けまして、洞山保存会の皆さんや地域の方と一緒に散策しました。

町としてはですね、単独で単費でなんとか保存活動を、修復活動をとということでやられ、そして今回県費でですね、災害防止というような形でなされたということを知っています。それで③のほうにですね、直接いきまして、洞山崩落防止工事業について今、工事が着工されていますね。その後のスケジュールについて、その内容と工事着工内容、そういうことについて、質問を行います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

洞山の崩落防止工事のスケジュールと内容についてお答えをしたいと思います。スケジュールにつきましては、平成 26 年 12 月 25 日から平成 27 年 4 月 30 日までの工期予定で現在進んでおります。手前の堂山の崩落防止工事の内容につきましては、南西側斜面全域、遠賀川側になりますけれど、これの上部の崩落の激しい部分は、モルタル吹きつけで約 280 平米、中段部分は、ソイルガード工法という形で約 1,400 平米、標高約 3 メートルをガラスコーティングで約 340 平米の工事を行っております。この一番上の部分につきましては、普通のモルタルの崩落の激しい部分については、吹きつけという形になります。中間部分につきましては、ソイルガード工法という形で、高い粘着力を持つ 2 液性の常温硬化型のエポキシ樹脂接着剤で、岩盤のり面や自然石群の補強や劣化防止を行い、現状の景観を維持しながら安定化させる景観に配慮し

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

た工法だと聞いております。特徴としては、石や岩の隙間、クラックに粘着して落石を防止。劣化や侵食の進行を抑えて安定化。景観を損なわずに補強や安定化が図れる。亀裂の多い岩や堆積土への緑化導入が可能であるという形で聞いております。下の部分のガラスコーティングにつきましては、熱処理を使用しないガラス製の膜という形になっています。この特徴としては、紫外線や熱線、風雨にさらされる自然環境において優れた耐候性と耐塩害性や防水性に優れているというふうな工法だそうです。

事業費につきましては、約 1, 700 万円程度かかるという形になっております。次の奥の洞山の崩落防止工事につきましては、平成 27 年 6 月頃に事業要望調査という形の中で県に提出をし、現地確認を行った後、優先順位の高いところからの実施していく予定となっております。ただし平成 27 年度に災害等の発生がなく、27 年度施工可能となれば、9 月頃に町から県への事業申請を行うようになります。26 年度の手前の堂山の場合と同様に、岩盤の風化防止対策を進めていくという形になりますし、その際には景観に十分配慮していくという形で考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

町民の皆様方もですね、先ほど言ったように、また柏原区民の皆さんや漁師の皆さん方もですね、柏原漁協の私有地であった土地を町に返却というか、無償譲渡をされて、五、六年なるでしょうか。やっぱりその無償譲渡したとはいえ、危険的ながけ崩れ等あれば、いつも冷や冷やされていたと思うし、私も行くたびごとにですね、そういう大きな石が上のほうから落ちてきていると。散乱している状況を見たときにですね、なにか命にかかわるような事件が、事故が起こらなければいいがなと思いつながらですね、やっとうやうやって工事が始まっております。非常にいいことだと思うんですね。次の町民にこのことについて明らかにしたのかということなんですが、今どのような説明会を何カ所されたのか、お聞きします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

住民の説明につきましては、柏原区の町民及び漁業者に対して各 1 回の説明会を行っております。また、洞山保存会のほうに 2 回の説明を行ったという形でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

洞山保存会の会合は 2 回ではなくて、3 回だったと記憶しています。平成 24 年 4 月 13 日に役場内で、洞山崩落防止工事設計委託についての説明会、そして、最近の昨年 11 月 28 日ですね。ここでも崩落防止の説明会がありました。27 年の 2 月 27 日に大君区公民館で工事説明会がありましたね。それで、そのときからですね、私たちは洞山保存と郷土史料を守る会は、なんらその町民の代表ではないんですよ。一個人です。わずか、そんな人数が多いわけじゃありません。だからそのたびごとにですね、こういうような工事をなさる以前、ないしは工事をしているときにですね、地域住民の皆さんにやはり広報でですね、こういうことを、工事をしたいと。何かいい知恵はありませんか。ないしは、工事をするときにはこういうことで崩落防止のために工事をしますというようなことを、なぜ広報あしや等で説明をなさらないのか。

昨日も城山の散策道路のひびが入っているところを簡易的ではあるかも知れませんが、工事されている。そして立派なフェンスをつけられた。いいことではありませんか。こういうのを積極的にね、町民の皆様にはこれは何も行政のためにやっているのではない。町民のためにやっているわけですから、町民の負託を受けてこういう公共工事、税金を使ってやっているわけですから、町民に明らかにするのは当然だと思うんですが、それをなぜやらないんですか。

私も議員です。ここにおられる 12 名、私を含めて 13 名の議員の皆さんも「そんな工事をやっているんですけど、議員さんどうなっているんですか。」と言われたときに、「いや、知りませんよ。」と言えないじゃないですか。町長がよく言われる「町民と議会と一体となって、そして、議員や町民の声を謙虚に受け止めてやっていきましょう。」というふうにも政策にも出されているでしょ。私は非常にいいことやありませんか。そういうのを積極的に PR すべきじゃありませんか。私も今回、2 回目の 11 月の末に、2 回目の 11 月 28 日、東公民館でありましたね。そのときに、ぜひもう一度、年内は無理としても 1 月の初めくらいでもですね、行われるのかなと思っていましたけど、もう工事が着工されているということを知ってびっくりしてですね、すぐさま現地に飛び行き、カメラで撮ってきましたけれどね。

町長、どうでしょう。やっぱりこんないいことだと思うんですよ。これをなぜ事前に議員の皆さまに諮るなり、諮るといふか、そういうことをやりますということを議会事務局のあそこのポストでも入れればいいわけですよ。全員協議会で開く必要はないかも知れませんが、そういうのはやっぱり入れてほしいと思いますが、お願いします。どうですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

妹川議員は今 2 点、二つあるわけですね。崩落防止、それから洞山のいわゆる観光の景観とこ

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

の二つはあわせて今お話されておられるわけでございます。妹川議員、いみじくも言われましたように、まず行政とすれば、あそこはたくさんの方がお見えになるので、崩落防止工事というのをまず優先するわけですね。この崩落防止工事につきましては、やはりロープで囲い、侵入防止とかですね、そういうふうにやっていますので、それは今言われたように柏原の地区のいわゆる漁業者の皆さんとか、妹川議員が提唱されておられます、保存会でいろいろ御苦労されておりますので、その方に説明、こうやって行う。ただ、今からそれが終わると今度は観光としてですね、観光ゾーンとして今から芦屋町はあそこやらなくてはならない。そのときに初めてワークショップ、それから住民参画そういうふうな手法を取る。まず順番として危険防止崩落防止ということをやっておるわけでございます。だから決して、いわゆる皆さんの意見を聞かないというわけではなく、危険防止を今、最優先しておるということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

私はそういうことを言っているわけじゃないんですよ。そういういいことをなさっているから、事前に、柏原漁協や柏原区民の皆さん、洞山保存会だけではなくて、こういうような工事、危険防止のために工事を行ないますよということをやね、町民の皆様にないしは議員の皆さんに明らかにしなかったんですか。今後はですね、そういうようなことを明らかにしてほしいし、特に議員の皆さんはですよ、何も知らされていないということに対して、疑問、不満があるじゃないでしょうか。私はそう思います。今後はですね、ぜひそういう方向性で臨んでいただきたいと。何も小さなことについて意見や、それからワークショップをする必要はないでしょう。私はただ、それだけを言っているんです。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

言われるのはわかるような、わからないような気がするんですが、公共工事というのは、例えば来年度によっては 70 ぐらいあるわけですね。いわゆる道路、下水道、いろいろなああるわけで、その一つ一つ住民説明会をじゃあやるのかということ、それはちょっと疑問に思うわけでありまして、まあ町全体、観光とか振興とかそういうものに関しましてはですね、やはりワークショップを開いて住民の御意見を聞く。それはやはり区別しないと、議員の皆さんもこれを、集まるだけでも大変ですし、審議もそれだけの時間もかかるし、その辺は御理解をいただきたいと思います。

平成 27 年第 1 回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

時間が来ましたのでこれで終わりますが、とにかくですね、町有財産である城山にしろ、洞山にしろですね、保存していかなければならないという趣旨でありますから、情報を積極的に提供していくと。そのことから町が活性していく。町民がそういう行政に関わっていこうという気持ちになるのではないかというふうに考えます。

私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。